

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業，土地改良事業に係る換地処分の公告がなされたことに伴い，下表の地域について，事業の登記が完了するまでの間は，不動産登記事務の処理ができません。

これにより，対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は，公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は，原則として，受理することができませんので，ご注意願います。

また，事業の対象地域内の不動産について，事業の登記が完了するまでの間は

登記事項証明書，要約書，地図の写し等が発行されませんので
ご注意願います。

ご不明な点は，管轄登記所登記部門にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
平成 30 年 6 月 11 日から 平成 30 年 9 月 28 日まで (予定)	岡崎市真伝地区 (岡崎支局管轄)	土地区画整理事業
平成 30 年 7 月 23 日から 平成 30 年 10 月 23 日まで (予定)	稲沢市稲島町茜部，八反田，寺部， 梅海道，島田，東畑，北屋，高縄手， 高須賀，川東，北山ノ内，虫観音， 法成寺浦，道上，菩提寺，洲原西， 洲原，洲原東，下山ノ内，七反田， 二ノ宮，天神，上流，石畑 稲沢市島町喉乾，下畑，新田，樋田 以上の全部又は一部 (一宮支局管轄)	土地改良事業